大気汚染による健康被害に対する総合的な対策に関する意見書

東京における大気汚染は、1都3県によるディーゼル車走行規制等の取り 組みにより、2005年度以降連続して浮遊粒子状物質の濃度が都内すべての 自動車排出ガス測定局で環境基準を達成するなど、確実に改善している。

しかし一方,自動車の排ガス等から排出される微小粒子状物質 P M 2.5 などの大気汚染物質による気管支ぜんそくなどの健康被害が指摘されている。

これまで東京都は、2007 年8月の東京大気汚染訴訟に対する和解を受け、 気管支ぜんそく患者への早期救済を最優先にすべく医療費助成制度を創設し、 2008 年8月から実施しているが、この制度は5年限りの制度で、来年の 夏にその期限を迎える。

また,大気汚染の根本的な原因は,国の自動車排出ガス規制のおくれにあり, 国の責任として調査・研究等のさらなる推進のみならず,健康被害防止のため の有効な対策や健康被害を受けた者への救済策を講じていく必要がある。

よって狛江市議会は政府等に対し、国の責任において大気汚染による健康 被害に対する総合的な救済策を検討し、実効性ある対策を講ずるよう強く求め るものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2012年3月26日

東京都狛江市議会

平成24年3月26日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 総 務 大 臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環 境 大 臣 衆議院議長 参議院議長